

札幌市金融ミドル・バックオフィス業務スキルアップ補助金交付要綱

令和7(2025)年6月6日

グリーントランスフォーメーション推進担当局長決裁

(通則)

第1条 札幌市金融ミドル・バックオフィス業務スキルアップ補助金（以下「補助金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、札幌市における金融機能の強化・集積に向け、次条第2号に定める金融ミドル・バックオフィス業務受託事業者の立地促進を図ることを目的に、人材の確保・育成を支援するため、次条第1号に定める金融ミドル・バックオフィス業務に必要な知識習得や資格取得に必要な第5条に定める受講料等に対し、予算の範囲内で補助する。

(定義)

第3条 この要綱において、以下に掲げる用語の意義は各号に定めるところによる。

(1) 金融ミドル・バックオフィス業務

以下アまたはイに該当する業務をいう。

ア 第3号アに定める「金融商品取引業者」から委託を受けて行う金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という）第2条第43項の各号に定める投資運用関係業務。

イ 第3号イに定める「その他委託者」から委託を受けて行う金融サービスに直接関係する業務（アの業務を除く）。ただし総務・人事・労務、システム開発・保守、手続きやアプリ操作方法を案内するためのヘルプデスク、郵便物の発送など、金融サービスの提供に直接関わらない業務は含まない。

(2) 金融ミドル・バックオフィス業務受託事業者

札幌市内において前号に定める業務を受託して業として行う法人をいう。

(3) 委託者

金融ミドル・バックオフィス業務を委託する者は、以下ア又はイの者をいう。

ア 金融商品取引業者

- (ア) 金商法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者
- (イ) 金商法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業を行う者
- (ウ) 金商法第28条第3項に規定する投資助言・代理業を行う者
- (エ) 金商法第28条第4項に規定する投資運用業を行う者

- (オ) 金商法第 63 条第 2 項に規定する適格機関投資家等特例業務を行う者
- (カ) 金商法第 63 条の 8 第 1 項に規定する海外投資家等特例業務を行う者
- イ その他委託者
- (ア) 銀行等 銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫をいう。
- (イ) 保険会社等 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者をいう。
- (ウ) 証券会社 金商法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。

(4) 常用雇用者

次のいずれにも該当するものをいう。

- ア 札幌市内の事業所において、専ら金融ミドル・バックオフィス業務に従事する者。なお、在宅で従事する者を含む。
- イ 札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町（以下「札幌圏」という。）に居住し、住民登録を有する者。
- ウ 雇用期間の定めのない雇用契約を結んでいる者（ただし、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）第 2 条に規定する短時間労働者を除く）又は雇用期間の定めがある雇用者で実質的に雇用期間の定めのない者と同様の取扱いを受ける者。
- エ 雇用主により雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出が行われ、同法第 9 条第 1 項の規定による確認を受けた者であること。
- オ 雇用主により健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出が行われ、同法第 39 条第 1 項の規定による確認を受けた者であること。
- カ 雇用主により厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出が行われ、同法第 18 条第 1 項の規定による確認を受けた者であること。

（補助対象事業者）

第 4 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に定める要件をいずれも満たす金融ミドル・バックオフィス業務受託事業者とする。

- (1) 講座を受講する日が属する年度又はその前年度において、次のいずれかを満たす者であること。
 - ア 新たに札幌市内に事業所を設置した事業者
 - イ 新たに常用雇用者を雇用し、札幌市内の事業所の常用雇用者数が増加した事業者

- ウ 新たに金融ミドル・バックオフィス業務の委託契約を締結した事業者
- (2) 次のいずれも満たす者であること。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 札幌市税の滞納がないこと。
- ウ 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと。

（補助対象経費）

第 5 条 補助対象となる経費は、講座提供事業者（自社及び自社グループ企業を除く。以下同じ）に対して支払った、常用雇用者が受講する講座の受講料及び教材費の経費（以下「受講料等」という。）とする。なお、資格取得のための試験の受験料は対象外とする。

2 前項の経費は、第 8 条に定める交付決定後に受講した講座の受講料等を補助対象とする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、予算の定める範囲において、下表に示す金額とする。なお、下表の補助率により算出された補助金額に 1 千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

対象業務	補助率	1 講座あたり上限額	1 事業者あたり上限額
第 3 条第 1 号アの業務にかかる受講料等	消費税及び地方消費税抜きの受講料等の 3 分の 2	5 万円	100 万円
第 3 条第 1 号イの業務にかかる受講料等	消費税及び地方消費税抜きの受講料等の 2 分の 1	5 万円	50 万円

2 前項において、複数の講座の受講が可能な一括契約等を結んでおり、1 講座あたりの受講料等が明確でない場合は、契約総額を、契約上受講可能な人数で除したのち、受講可能な講座数で除した金額を補助対象の受講料等とみなす。

3 前条に定める補助対象経費において、札幌市の他の事業または国並びに北海道など他の公共的団体による補助等により財政的支援を受けた場合は、第1項の規定に関わらず補助対象事業者が負担した受講料等から当該財政的支援の金額を差し引いた金額を1講座あたりの補助金額の上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする金融ミドル・バックオフィス業務受託事業者は、講座の受講の前に、補助金の交付を申請しなければならない。この場合、補助金交付申請書(様式1)に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容や札幌市内の事業所が確認できる資料
- (2) 委託を受けた金融ミドル・バックオフィス業務の内容がわかる資料
- (3) 受講予定の講座の内容、受講料等、受講予定日がわかる資料
- (4) 受講予定の常用雇用者の雇用契約書や労働条件通知書の写し等、氏名、勤務地、担当業務、常用雇用者であることが確認できる資料
- (5) 受講した常用雇用者の住民票や各種身分証明書の写し等、札幌圏に居住していることが確認できる資料
- (6) 常用雇用者数が増加したことがわかる資料(第4条第1号イに該当する事業者のみ)
- (7) 市税の滞納がないことを証する書類又は宣誓書兼納税状況確認同意書(様式2)
- (8) その他、市長が必要と認める資料

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式3)により当該事業者へ通知するものとする。

(補助事業内容の変更等の承認)

第9条 前条の交付決定を受けた事業者は、補助事業の内容の変更又は事業の中止をしようとするときは、速やかに事業内容変更等申請書(様式4)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された事業内容変更等申請書を審査し、当該事業内容の変更等について、やむを得ない理由があると認められるときはこれを承認し、事業内容変更等承認通知書(様式5)により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 第 8 条の交付決定を受けた事業者は、補助事業の終了後、実績報告（様式 6）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 常用雇用者が講座を受講したことが確認できる資料
- (2) 講座提供事業者を受講料等を支払ったことが確認できる資料
- (3) 補助金交付決定通知書の写し
- (4) 事業内容変更等申請書の写し（前条に定める変更等を申請した場合のみ）

2 実績報告は、講座を受講した日（複数の日にまたがって受講する場合は最終受講日。以下同じ）から 30 日を経過した日又は講座を受講した日が属する年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第 11 条 市長は、前条の実績報告を受理したときには、これを審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金確定通知書（様式 7）により補助対象事業者に通知する。

（補助金の交付）

第 12 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金が確定した後に交付する。

（補助金の交付決定の取消）

第 13 条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、補助金交付決定の全部または一部を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反した場合
- (2) 補助金申請または補助事業において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合
- (3) その他、市長が補助金の交付について不相当と認める場合

2 市長は、前項の規定による取消をした場合において、すでに当該取消に係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を付して、当該補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

（遅延利息）

第 14 条 前条第 2 項において、事業者が、返還すべき補助金を指定された期限までに本市に納付しなかった場合は、当該事業者は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じた遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると

認めるときは、この限りでない。

- 2 前項における遅延利息は、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）における加算金及び延滞金についての規定に準じて算定する。

（管轄の裁判所）

第 15 条 この補助金に関する紛争の管轄は、札幌地方裁判所とする。

附 則

この要綱は令和 7 年 6 月 16 日から施行する。